



下延生駐在所 だより12月号

令和6年12月発行

真岡警察署 下延生駐在所

028-678-0195



栃木県警察本部



栃木県警察本部

○夕暮れ時は歩行者が被害に遭う交通事故が多くなる傾向にあります。

午後4時から前照灯を点灯する「**ライト4運動**」を心がけてください。

○ドライバーの方は「**原則ハイビーム**」、歩行者の方は「**反射材の着用**」を徹底し、交通事故防止に努めてください。

○自転車利用の方は、自転車安全利用五則を守るようにしてください。



自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



自転車違反の罰則新設・強化

令和6年11月1日より、

① 自転車の酒気帯び

② 飲酒運転ほう助

(自転車を運転する可能性がある人に酒を提供)
が新たに罰則の対象になります。

③ ながらスマホ

(自転車運転中にスマホで通話、スマホを注視)
も罰則が強化されました。

自転車を乗る方は、ルールを守って、
安全な運転を心がけましょう

自転車のスマホ・酒気帯び 罰則強化



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

